

社会福祉法人良育会役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人良育会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、役員及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人の主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、定款第8条及び第21条で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員等が、同日の理事会並びに評議員会に合わせて法人の業務を行った場合は、報酬及び費用弁償費はこれを支払わないものとする。
- 3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表により報酬及び費用弁償費を支払うことができる。
- 4 なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、別表の報酬及び費用弁償額はこれを支払わないものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 非常勤の役員並びに評議員等に対する報酬は、各年度の総額が70万円を超えない範囲で、評議員会において定める別表の額とする。

(報酬等の支払方法)

第5条 報酬等は、現金により本人に支給するものとする。ただし、本人の同意を得れば指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員及び評議員等には、職務執行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等を、職員の旅費規程等に準じて支払うものとする。

2 役員及び評議員等がその職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

職員名等		報酬又は費用弁償額	
役員	理事長	日額報酬	5,340円
	理事	日額報酬	5,340円
	監事	日額報酬	5,340円
評議員(評議員選任 解任委員を含む)		日額報酬	5,340円
第三者委員		日額報酬	5,340円